

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 平田村

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
786	1,626	206	2,618

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	4,394	4,187	208	171	73	4,737	
一般会計等	4,394	4,187	208	171		4,737	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除（純計）したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額／不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
簡易水道事業特別会計	274	272	2	2	109	864	654	
農業集落排水事業特別会計	154	152	2	2	74	1,148	1,148	
国民健康保険特別会計	948	912	36	36	112	-	-	
老人保健特別会計	23	17	6	6	-	-	-	
後期高齢者医療特別会計	39	39	0	0	18	-	-	
介護保険事業特別会計	483	464	19	19	85	-	-	
介護サービス事業特別会計	6	4	1	1	3	-	-	
公営企業会計等 計				66		2,012	1,802	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額／不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額／不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
須賀川地方広域消防組合・一般会計	1,886	1,859	27	27	-	309	20	
石川地方生活環境施設組合	1,209	1,142	67	67	-	2,128	336	
公立小野町地方総合病院企業団	1,272	1,248	24	321	-	461	30	法適用
郡山地方広域市町村圏組合	32	30	2	2	-	-	-	
福島県市町村総合事務組合・一般会計	12,538	10,917	1,621	1,621	2,966	-	-	
・消防補償等特別会計	1,557	1,557	0	0	-	-	-	
・消防賞しゅつ金特別会計	5	0	5	5	-	-	-	
・非常勤職員公務災害補償特別会計	50	44	6	6	20	-	-	
・自治会館管理特別会計	14	13	1	1	-	-	-	
福島県後期高齢者医療広域連合・一般会計	2,961	2,886	75	75	-	-	-	
・特別会計	215,175	206,085	9,090	9,090	2,231	-	-	
一部事務組合等 計				11,215		2,898	386	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
地方公社・第三セクター等 計			0	0	0	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	675	757	82
減債基金	113	59	△ 54
その他充当可能基金	342	384	42
充当可能基金 計	1,130	1,200	70

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	2.67	6.52	3.85	△ 15.00	△ 20.00	簡易水道事業特別会計	-	-	-
連結実質赤字比率	7.10	9.07	1.97	△ 20.00	△ 40.00	農業集落排水事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	19.4	17.5	△ 1.90	25.0	35.0				
将来負担比率	142.7	117.9	△ 24.80	350.0					
財政力指数	0.29	0.29	0.00						
経常収支比率	85.8	82.7	△ 3.10						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。